



京の初冬の風物詩「京都・嵐山花灯路」は12月8日(土)から17日(月)までの10日間開催。嵯峨・嵐山地域が幻想的な灯りで彩られます。(写真提供：京都・花灯路推進協議会)

# 年金広報

2012. 12. 5 December

Vol.643

発行所 社団法人日本国民年金協会  
編集発行人 河野 暁  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5  
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894  
<http://www.nenkin.or.jp/>  
E-mail: [koho08@nenkin.or.jp](mailto:koho08@nenkin.or.jp)  
振替 東京00190-2-77193  
年間購読料 1,890円(税込・送料共)  
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

## Contents

### 2 日本国民年金協会理事会

日本国民年金協会の理事会が開催され、来年2月に臨時総会を開催し、協会の解散を諮ることとなった。

### 3 市区町村の声 埼玉県志木市

長沼明市長・国民年金グループ  
「市民に身近な問題は市役所で」という市長の方針のもと、健康・医療・福祉の充実でだれもが住みたいまちをめざす志木市を取材した。

### 4 ~ 5 地方分権10年と国民年金事務(8)

特集の最終回は、神奈川県立保健福祉大学名誉教授の山崎泰彦氏と日本年金機構の薄井康紀副理事長の対談を掲載する。

### 6 ~ 7 頑張る！ 年金事務所 大手前年金事務所

よりよい職場環境、お客様が満足できる事務所とすることを目標に、職員のキャリア形成とプロの職員の育成を目指している大手前年金事務所を取材した。

Topics

# 年金関連一法 国年法等の一部改正法・年金生活者支援給付金法 が可決・成立

十一月六日、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律と年金生活者支援給付金の支給に関する法律が、それぞれ可決・成立し、十一月二六日に公布された。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律については、二度にわたり法案に修正が加えられたが、年金生活者支援給付金の支給に関する法律については、原案どおり可決した。

これによって、年金機能強化法と被用者年金一元化法を含むいわゆる「社会保障・税一体改革」における年金関連四法がすべて成立することとなった。

## 国庫負担二分の一の確保

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律では、基礎年金の国庫負担割合に関して、国庫は、平成二四年度および平成二五年度について、消費税増税により得られる

収入を償還財源とする年金特例公債(いわゆる「つなぎ国債」)により、基礎年金の国庫負担割合二分の一と三六・五%の差額を負担するものとしている。

なお、衆議院に提出された当初の法律案では、「年金交付国債」の発行により国庫負担割合二分の一を確保するものとし、年金機能強化法案で「年金交付国債」の償還を規定していた。しかし、衆議院における修正で、年金機能強化法案から「年金交付国債」の償還規定が削除されたことにより、平成二四年度および平成二五年度の国庫負担割合二分の一に必要な財源については「年金交付国債」ではなく、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)で賄われることとなった。

平成二六年度以降は、年金機能強化法で、消費税増税によって得られる増収を活用して、恒久的に国庫負担割合二分の一を

実現することとしており、税制抜本改革により安定財源を確保する年度(特定年度)を平成二六年度とすることが定められた。

## 特例給付水準の解消

一方、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律では、平成二六年改正の際に設けられた給付額計算の特例措置と、平成一六年改正によって定められた本来の給付水準との間に生じた二・五%の格差を解消する内容が盛り込まれている。

提出当初の法律案では、平成二四年一〇月から平成二六年までの三年間で解消しようとする予定であったが、提出当初の法律案の施行日である一〇月一日を過ぎても成立しなかったことなどから、施行期日は当初案よりも一年繰り下げて平成二五年一〇月一日とされた。

平成二五年一〇月から一〇%、平成二六年四月から一〇%

引き下げ、平成二七年四月からは本来の給付水準によって支給することとし、平成二五年から平成二七年までの三年間で格差を解消するものとされた。

## 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金の支給に関する法律では、年金機能強化法案から削除された低所得高齢者・障害者等に対する年金額加算に代わって、低所得高齢者・障害者等に対する新たな福祉的な給付措置として年金生活者支援給付金を支給することとしている。

所得額が一定基準以下の高齢基礎年金の受給者および一定の障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者には、月額五千円を給付基準額とする給付金が支給される。老齢基礎年金の受給者の場合は、保険料納付済期間に応じた割合で算出された額となる。

施行時期は、平成二七年一〇月一日である。

### 「市民のことは身近にある」市役所でできるように「ねんきん定期便支援相談室」

志木市では、厚生年金や第三号被保険者の方の年金請求の手続きを市役所で行えるように、平成一七年と一八年に、年金特区を申請しましたが、実現しませんでした。その後平成一八年六月から、市民から委任状をもらい、市役所で申請書類を預かり、市職員が管轄の川越社会保険事務所(現在、川越年金事務所)に提出する形で事実上、厚生年金や障がい年金などの裁定請求手続きを行えるようになりました。

また、平成一九年七月には、当時社会問題となっていた加入記録や納付記録等を社会保険事務所と同様に市役所の相談窓口で検索できるシステムの設置を埼玉社会保険事務局長に要望し、さらに、同年一月に、ねんきん特別便に対する市民からの相談にいち早く対応できるように、外添厚生労働大臣に直接、年金情報提供や年金等への対応可能な年金端末機の設置の要望をしました。

このような実績により、志木市に全国初のねんきん特別便対応端末機の設置が実現し、平成二〇年四月にねんきん特別便支援相談室を開設しました。

ねんきん特別便支援相談室は、週三回、一日一〇人程度の事前予約制で、相談業務を実施し、平成二〇年度は、一四一〇件の相談窓口を開設し、七二五件の相談件数のうち、四四八件の回答票を社会保険事務所へ送付し、三二四件の回答票が記録訂正に結びつきました。

現在、ねんきん定期便支援相談室と名称を変更し、週一回(火・木曜日)相談業務を継続しています。



# 全国都市国民年金協議会理事会

一月二日、全国都市国民年金協議会理事会が日本年金機構本部会議室で開催された。今回の理事会の参加市は一七市一区であった。

議案審議等に先立って、日本年金機構との意見交換会が開催され、さらに議案審議等の終了後は会場を霞が関の厚生労働省年金局事業管理課との意見交換会が行われた。

## ●機構との意見交換会

日本年金機構との意見交換会では、冒頭で紀陸孝理事長が挨拶に立ち、国民年金事務にとつて市区町村との協力連携は不可欠で、今後とも引き続きご理解とご支援を仰ぎたい旨強調した。

機構からは、『かけはし』についてのアンケート結果報告、来年一月末から実施予定の「気になる年金記録、再確認キャンペーン」への協力をお願い、「ねんきんネット」導入のお願い、「地域年金展開事業」について

の協力要請、そして「国民年金適用関係届書の電子媒体化の実施」について、それぞれの担当責任者から説明が行われた。

このあと、各市から機構に対して質疑が行われた。『かけはし』が届いていない、『かけはし』のメールアドレスに送信しても返信がない、現場の声を本部として吸い上げ、自治体の声を受け止められるような手段を講じてほしい、後納制度などのような事務が始まる際には情報公開を迅速化して欲しい等々の意見が出された。

とし、会場は中央区立日本橋公会堂ホール（日本橋劇場）を予定していること、また要望書については各ブロックで一〇項目をまとめ、平成二五年五月下旬までに提出して最終案をまとめること、そして研修会では会員市、厚生労働省、機構および有識者による意見交換会を総会の前日に開催することなどが報告された。

また、第二号議案「平成二六年度（第五二回）総会及び研修会の開催市について」では、北海道ブロックの帯広市とすること、そして第三号議案「会員の状況について」では、平成二四年一〇月末現在で加入市は八〇一市（七七八市・二三区）、未加入市は四市であることが報告された。

第一号議案に関しては、遠方の市では午前一〇時の開催では出席が難しいとの意見が述べられた。この点については、議長市である中央区から、会場の使用規程によるこの説明があり、会場については再度検討するとの説明があった。

## ●議案審議等

議案審議では、第一号議案から第三号議案、その他の議案が審議された。

第一号議案「平成二五年度総会及び研修会の開催について」では、第五二回の総会及び研修会の日程を平成二五年八月三〇日（金）の午前一〇時から午後四時

第一号議案から第三号議案まではいずれも承認された。

続いて「その他」の議案として、①前日の意見交換会をオンライン企画とすること、②常任事務局の設置の必要性の提案の二つが取り上げられた。

②の常任事務局の設置については、岐阜市と横須賀市から提案されたもので、常任事務局を設けて、開催市となる市の事務負担の軽減を図ろうという提案である。具体的には、日本国民年金協会に常任事務局をお願いしてはどうかとの提案であった。

また、第二号議案「平成二六年度（第五二回）総会及び研修会の開催市について」では、北海道ブロックの帯広市とすること、そして第三号議案「会員の状況について」では、平成二四年一〇月末現在で加入市は八〇一市（七七八市・二三区）、未加入市は四市であることが報告された。

第一号議案に関しては、遠方の市では午前一〇時の開催では出席が難しいとの意見が述べられた。

日本国民年金協会からは、当協会が、全国都市国民年金協議会との関係は、何ら支障もなく引き受けられるものである。しかし、残念ながら、当協会は財政上の理由から平成二五年三月末をもって解散せざるを得ない状況となっている。一方、協会の解散後にNPO法人を立ち上げ日本国民年金協会の事業を承継したいと考えているグループ

## 日本国民年金協会の理事会が開催された

去る一月二四日、東京都千代田区のルポール麹町で、『日本国民年金協会のあり方』を審議する理事会が開催された。

この理事会は、厳しい財政状況にある協会の今後のあり方を

決めるために開催されたもので、本年五月の定期総会で会員に依頼したアンケート結果などを踏まえて議論された。

アンケート結果は、存続を要するが六八％、解散もやむを得ないが二一％、特に意見なしが一〇％であった。存続を要望する会員のうち、三分の一は会費の増額をせずに事業の存続を希望している。

理事会では、市区町村と厚生労働省や日本年金機構の繋がりが細くなってきた。協会がこれまでのようにパイプ役を担うことは国民年金にとって大切

なことである。協会の使命は終わっていないばかりか、これからますます果たす役割はある。などの発言のほか、『年金広報』の発行やその他の事業をどこかの法人で承継してもらうことや協会の五〇年以上の歴史を何らかの形で残しておく必要があるなどの意見があった。

しかし、会費の大幅な増額が

があり、このNPO法人において常任事務局もその事業として聞いていく」との発言があった。

議長市である中央区からは、この議案については、各ブロックへ持ち帰って協議してもらい、日を改めて理事会で決めること、については、各ブロックで検討するための文書を作成して配布したい、との説明がなされた。

厚生労働省年金局との意見交換会は、日本年金機構本部から厚生労働省に移動して行われた。冒頭で、年金事業管理課の鹿沼均課長が、国民年金事務については、これまでに引き続き市区町村と協力連携の関係を築いていきたい旨の挨拶があった。

意見交換のなかでは、国からの情報提供について、国のスタンスが決まったらできるだけ速やかにしてほしいとの意見が出された。これに対しては、鹿沼課長からは、決まった事項については速報したいが、未決事項については、情報の独り歩きが怖い、お互いに工夫をしてルールを作って、プロセスに加われるようにすることを検討していきたいとの回答があった。

困難であることや新たな収益事業も見込めない厳しい財政状況下では、これまでの経営努力にも限界があり解散もやむを得ないとして、臨時総会を開催して会員に諮ることとして理事会は終了した。

なお、臨時総会は、来年二月一日にルポール麹町で開催される予定である。

# 「年金図書」平成24年度改訂のご案内 好評発売中



**国民年金ハンドブック** (平成24年度版)  
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)  
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



**年金相談の手引** (平成24年度版)  
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)  
国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



**年金相談AからZ** (平成24年度版)  
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)  
東京都社会保険労務士会 企画  
東京社会保険労務士協同組合 編集  
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



**現場力を高める!! 年金相談Q&A** (平成24年度版)  
Vol.1 老齢年金加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)  
Vol.2 老齢年金一年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)  
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)  
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



**国民年金法総覧** (平成24年4月版)  
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)  
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。

株式会社 **社会保険研究所**  
東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836  
中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707  
<http://www.shaho.co.jp/shaho>

なが むま あきら

埼玉県志木市

# 市長 明 沼 長



## 健康・医療・福祉の充実で だれもが住みたい都市に

今回取り上げるのは、人口七万二千人の志木市。「市民に身近な問題は市役所で解決する」という長沼明市長の市政運営の基本方針のもと、厚生年金等の裁定請求手続きを市役所でできるようにしたほか、高齢者の自立支援でも新しい施策を展開。子どもから高齢者まで、だれもが住みたいと思う「健康・医療・福祉都市」づくりに取り組んでいる。



志木市は、二〇〇六年六月から厚生年金や障がい年金の裁定請求手続きを市役所でできるようにしたことで注目されている。「管轄の年金事務所は川越にあり、高齢者や障がいのある人が、そこまで行くのは遠くてたいへんです。市長就任以来、『市民に身近な問題は市役所で解決する』という方針を掲げていましたので、それを年金の分野で実現しました。」

役所に聞いても、担当がどこかハッキリせず、要領を得ない返答で「それなら自分で勉強しよう」と思ったという。「効率よく体系的に知識を習得するには、資格取得をめざして勉強するのがいいと思っています。受験勉強はきらいではなかったのですが、試験は一回で受けました。」

市長は独学でテキストを紐解くより、研修などで先生からしっかりと学んだほうが良いと考えている。そのほうが効率よく学習でき、知識も体系的に得られるからだ。そのために、職員研修には力を入れている。実は、国民年金グループの職員

### 年金含め、身近な相談は市役所で

は、自主的に、民間の年金教室に通っている。費用は全額公費助成だという。「やはり、知識がある、職員も自信を持って窓口を立てると思います（市長）。」

「身近な問題は市役所で」という方針は、就労支援の分野でも実施している。志木市を管轄するハローワークは、隣の自治体である朝霞市にある。志木市民にとって、交通が不便であり、利用しづらい。長沼市長は、就任早々、志木市役所内に、『ジョブスポットしき』を設置した。そして、単なる職業紹介だけでなく、現在では、業務内容も充実し、生活困窮者や障がいのある人たちへの就労支援まで、幅を広げている。

志木市の特徴のひとつに、介護保険料の月額基準額が三、二九九円で、埼玉県内で一番低いことがある。要介護認定率も一二%弱にとどまる。

志木市ではいま、高齢者の自立支援に力を入れている。例えば、平成二四年度からスタートした「元気いきいきポイント制度」がある。これは、要介護認定を受けていない、自立している六五歳以上の人が、介護予防

志木市 Data Box	
【人口】	(平成24年11月1日現在)
総人口	72,017人
男	36,069人
女	35,948人
【年金被保険者数】	(平成24年3月31日現在)
第1号被保険者	11,627人
第3号被保険者	6,180人
【年金受給者数】	(平成24年3月31日現在)
国民年金	13,887人
厚生年金	15,988人
【年金受給額】	(平成24年3月31日現在)
国民年金	9,140百万円
厚生年金	13,691百万円

(資料 志木市、川越年金事務所)

### 国年担当者から

志木市は年金相談事業も充実している。日本年金機構から借りた端末で、年金加入記録の漏れや誤りなどねんきん定期便に関する相談を週二回実施。社会保険労務士による年金相談も週一回、厚生年金や国民年金第三号被保険者・障がい年金の裁定請求の相談を行っている。

窓口で最近増えたのは、障がい年金、なかでも精神障がいの人からの相談だ。「お話する時は、なるべくゆっくりとわかりやすい言葉で話すように心がけています（堀江主幹）。現在、障がい年金相談の手続マニュアルを作成中だ。また、福祉課と連携し、障がいがある人から相談があれば総合窓口につなぐようにしている。」

### 埼玉県志木市 総合窓口課 国民年金グループ

志木市総合窓口課国民年金グループは職員四人と委託職員一人の五人体制。志木市では今後五年で全職員の二割が定年退職することや人材育成のため、若い職員は二年で異動するジョブローテーションを組んでいる。同課職員の在籍年数も比較的短いのが、よく勉強していることがうかがえる。金子秀夫参事兼課長、堀江主幹は休日にも民間の年金塾にも通って研鑽を積んでいる。「わからないことがあると市長に聞くこともあります（金子課長）。」

市民に対する年金情報の提供も積極的だ。市の広報では「年金相談かわら版」を毎月掲載、年金制度をわかりやすく解説。さらに、市内在住・在勤者を対象とする年金セミナーも九月、一二月に実施し好評だった。年金制度は複雑だが、一方では面白いとも堀江主幹は話す。「やってみると、受給額等の計算は意外に簡単。計算するとピッタリ合って気持ちも良いです。」相談者から一つを聞き出すのに、その人の心を落ち着かせるために長く遠回りの話を聞くこともあるが、そこからいろいろな人生にも触れられる。一つ思うのは、国民年金だけの人より、厚生年金にも加入経験のある人からの相談が多いこと。また、業務が被保険者の資格取得（市町村）と保険料の収納（日本年金機構）とでわかれていると顔が見えにくいとも思う。「やはり年金は、市民に顔の見える市町村でまとめて事務をやるのがいいと思います（両氏）。」

## 日々研鑽 相談事業も充実



左から木谷主事、奥田主査、金子課長、堀江主幹、濱田主事、竹田さん

# 地方分権二〇年と国民年金事務 (8)

特集を締めくくる最終回は、神奈川県立保健福祉大学名誉教授の山崎泰彦氏と日本年金機構の薄井康紀副理事長に、地方分権前後の国民年金事務の変遷について対談していただいた。

## 地方事務官と国民年金事務

**山崎**●薄井さんは年金に深い関わりを持たれた方ですが、経歴の中で年金に関わった時期はどの時期になりますか。

**薄井**●私が最初に社会保険庁で仕事をしたのは昭和五九年で、ちょうど基礎年金導入の法案が出ているときでした。

その後は、平成二二年四月に今日話題になる地方分権の第一弾が実施されましたが、その年の九月に社会保険庁へきて、企画課長、経理課長、総務課長、運営部長を務め、四年ほど社会保険庁にいました。

三度目は、社会保険庁を廃止して新しく日本年金機構をつくることになり、社会保険庁の総務部長兼日本年金機構の設立準備事務局長として、平成二〇年の夏から仕事をしました。そして、平成二二年一月一日からは日本年金機構に移りました。

**山崎**●今日の話は、平成二二年・一四年度における地方分権と国民年金事務の改正です。あの背景には橋本内閣の行革というのがありますね。

**薄井**●そのなかの一つですね。

**山崎**●そのなかに国と地方との関係のあり方、特に国民年金については地方事務官問題という懸案もありました。そういうものがまた複雑に絡み合っている

て、その一つの解決策が、国の直接執行事務として、国民事務を市町村から引き揚げ、最低限の法定受託事務だけ残すことになりました。この功罪についてもいろいろいわれますが、その辺の流れについて、たとえば地方事務官問題というのは、いまの若い読者の方には昔の話で感じないと思うので、お話しだけしますか。

**薄井**●ご案内のように戦前は地方庁ということで、健康保険と厚生年金保険は国の機関としてやっていたのが、戦後に地方自治ということになり、そのときに国が直接地方支分部局をつくるか、それとも従来どおり県でやってもらうかという話で、地方事務官という地方自治法の附則でスタートして続いてきたわけです。

当時は各都道府県に保険課があり、国民年金課はそれを追いかける格好で昭和三〇年代にできたわけです。最初は、国民年金については国民年金地方管理局というのを置き、国民年金事務所を置くということで、国が直接全部管理するという組織立てを厚生省は考えていました。

**山崎**●準備過程の案で、地方に国民年金事務所を置くか、**薄井**●そうですね。国の出先機関として置くということで、当時はまだ自治省ではなく自治庁で



対談風景

そのときに印紙はやめて、国民年金の保険料は国が直接収納する形に改めました。そのときに、あわせて第三号被保険者の届出も事業主経由になるというのが、平成一四年の大きな改正だったと思います。

## 印紙検認事務の廃止と市町村との協力連携

**薄井**●私が二度目に社会保険庁にきたのは企画課でした。当時、同じ運営部の年金保険課長と二人三脚で国民年金の大きな事務の変更をどう取り扱うか、かなり議論をしました。法律はできているので、そこは変えられない。しかし、市町村にもう少しお願いして一緒にやっていけな

いか。協力連携ということになって、いろいろな仕事をできないかと当時考えたのを覚えています。ただ、分権サイドからは印紙検認を廃止して国の直接収納にするのだということが非常に大きな方針で、それをやるから年金制度を国の直接執行事務にするのだという発想がかなり強かったんです。したがって、協力連携もかなり任意というか、その範囲もあまり大きくはできないという話がありました。

では国民年金の事務、あるいは厚生年金もそうですが、地方の仕事にできるかというと、これはあり得ません。財政単位は国一本でやらないといけないし、県でやるのではだめですから。そのときは地方事務官を廃止して国がきちんと年金財政、業務運営に責任を持つのだというのが根っこにありました。それは避けられなかったことです。

かし、その中でももう少し市町村に仕事をお願いできないか、新しいパートナーとして一緒にできないかというのが協力連携という話だったと思います。今もそうですが、市町村によって年金に対する気持ちは随分違います。当時も、国民年金の事務がかなりスリムになり、ちょうど介護保険が動き出したときですから、私たちはむしろそちらに力を入れますというよう

な市町村もありました。一方で、保険料収納は市町村がもう少しやったほうがいいのではないかと話もありました。そういうときには、どちらかというと全国統一的に「こまごまなら」ということで足並みがそろってしまふところがあり、それで仕組みができたと思います。

**山崎**●ポイントは、保険料の徴収を誰がするかということだったのですか。一番大きな仕事です。

**薄井**●確かに保険料の収納を国がするのはかなり大きな改革です。しかし、よいことでもあります。従来は市町村でやっていたので、引越をするともう一回手続きを全部直して納付書も出し直すということがありましたが、国が直接執行することにより、一回発行されたものは全国どこに引越しても同じものが使える。たとえば口座振替もそうです。一方でそういうメリットはありましたが、市町村によって差はあったものの市町村できめ細かにやっていたという仕事は、難しくなっていました。

もう一つは、地域により

が市町村時代は民間地区組織が機能していたということですね。**山崎**●国民年金の歴史で語られることですね。今でも納税組合があります。それと同じように国民年金は、婦人会や町会で集めていた。

**薄井**●ただ、いま市町村を見ても、なかなかそういうのは難しくなっています。プライバシーや個人情報保護が出てきていますから。

**山崎**●それにお金を扱いますから。**薄井**●やはり昭和からの古きよき時代に合った組織かという感じもします。しかし、私どもの保険料収納にとっては、納付組織が過去に果たした役割というのは確かにあったと思います。

**山崎**●地方分権当時、市町村で本場に国民年金の仕事を熱心に行っていた方は、心配してしました。本場に国が徴収できるのか。自分たちでも苦労している。国民健康保険でも苦労している。重荷から解放されるのはよいけれど、国ができるはずはないという声が強かったですね。その一方で、今もあることですが、事務費交付金が少ないという不満がものすごくありました。

**薄井**●そうですね。事務費交付金は政令で決めるのですが、最初に社会保険庁で仕事をしていた頃はよく自治省へ相談に行っていました。ただ、当時もいまもそうですが、当時大蔵省でいま財務省、当時厚生省でいま厚生労働省の三省で共同調査をして、それに基づいて算定することはずっとやっています。

納付率の低下とその本当の原因

山崎 ●納付率が落ちた大きな要因として、平成一四年に保険料の徴収を国の直接徴収にしたことがあり、まさに数字の上では市町村の方々が心配していたとおりになるのですが、実は保険料納付率は昭和六〇年改正以降ほとんど落ちていて、現実に数字の上では長期低落傾向にあり、客観的に大きな抗しがたい流れがありました。

一つは、六〇年改正までは年金に対する関心が高く、まさに自主納付でも九〇％を超える収納を確保していたのですが、六一年四月からサラリーマンの妻の任意加入が外れました。任意加入ですから加入をやめれば収納の対象にならない。ですから、サラリーマンの妻というのが完全納付ということになりますね。その集団が、恐らく七〇〇万人くらいいましたか。

薄井 ●七〇〇万くらいですね。山崎 ●それがすっぱり抜けたのは、数字の上では一番固い、納付率を安定させていた部分がスドンと落ちたということ、大きかったですよね。納付率の数字の読み方ですが。薄井 ●そうですね。検認率が九五％を切ると大変だとか、確か当時そんな議論をしました。山崎 ●非常に高かったんですよ。もちろん本来の、今でいう第一号被保険者の人たちも納付意欲は高く持っていた。それは年金への理解があった。まさに年金時代の到来といわれた大きな流れの中にあっただけでしょう

が、サラリーマンの妻を分母から失ったのは数字の上では大きかったですね。薄井 ●それから、国民年金の強制加入です。基礎年金ができる前は、手続きをした人から保険料をいただく。今でいう第一号被保険者も、法律上は強制加入ですが、実態的には自分で加入の手続きをしていただき、それで納めるということだったので。山崎 ●客観的な大きな流れとして納付率が下がらざるを得なかったもう一つの理由は、おっしゃったとおりですね。当時は未適用者がたくさんいましたからね。薄井 ●いたと思います。山崎 ●それは分母から外れていたのでその後適用促進をどんどんして、二〇歳の職権適用というところまでいって、いまはほとんどないわけですね。薄井 ●いま未加入者はほとんどいません。山崎 ●そういう意味では、適用促進が納付率を落とした。薄井 ●適用促進自体は正しいことですが、数字的にはそうなっています。



薄井康紀氏

山崎 ●つまり、納付する意欲のない人も含め、全部徴収すべき対象になったということですね。それから、今でも被保険者実態調査によると、本来の自営業の方やその家族の方はわりと納付率が高いですね。そうでない方、つまりその後非常に増えてきている被用者グループ。正規

のサラリーマンもいますが、非正規の人も増えてきています。いまは若年でも失業者が増えてくる時代ですから、本来の自営業者グループではない人たちが増え、そういった人たちはもとも納付率が悪い。しかも、そういう人たちはどちらかというと都市部に多いわけですね。対象者がほとんど被用者、それもサラリーマンとしては必ずしも恵まれない人たち、非正規の人や無職の人、失業の人が増えてきている。そういった人が都市に集中的に増えてきているのも構造的な要因かという気がします。徴収が難しい。薄井 ●非正規労働者が多くなってきています。昔は主婦のパートの方ということで、今でいう第三号被保険者の方、非加入か任意加入だったのですが、そういった方ではない非正規労働者が増えてきています。その人たちには国民年金グループに属している方がかなりいます。一方で、本来は厚生年金の適用をすべき方、適用漏れは適用漏れとしてまた私どもはやらなければいけません、そのうちに当てはまらずに国年組、第一号組になり、なかなか納付するのにも大変な方がいらっしゃると思います。それに対しては、たとえば若年者の納付猶予などいろいろな仕掛けは入ってきています。そういう要素はあります。

機構発足後の市町村との関係

山崎 ●多段階免除も、そういうなかで行政として取り組んだ改善ですね。それと、追い打ちを

かけるように将来に対する年金不安。これは年金に限らず社会保障に対する不安です。そして、年金の福祉施設問題があり、それから記録問題がありました。あまりにも政治マターになってしまったのは非常に不幸でした。役所の側も国も地方も頑張っているのに、あまりにも政治やメディアが非情な取り上げ方をした気がしています。薄井 ●記録問題や、国民年金を含めた社会保険の仕事の進め方で、反省すべきところはかなりあります。福祉施設の問題にしても、日本年金機構ができたのもそういうことだと思います。薄井 ●それを乗り越えて何とか信頼を回復して、国民年金という納付率向上にどうつながっていくかということだと思います。



山崎泰彦氏

薄井 ●全部ということではないのですが、今は納付勧奨・督促あるいは免除の勧奨は市場化テストとして外部委託しています。強制徴収は年金事務所で行うことになっていきます。それと委託事業者の市場化テストをどううまく組み合わせるのか。市場化テストも安かろう悪かろうとよくいわれ、コストは安い成果が上がっていないので。山崎 ●正当な対価を払って市町村でやるのは難しいでしょう

か。一つの今後の方向として、年金事務所があるところのないところで、少し対応の仕方を委ねるようなことも考えなければいけないのではないかとこの気もします。薄井 ●そこは先ほどの分権の経緯などを考えると、そう簡単な話ではないと思います。山崎 ●それこそ特区になるのでしょうか。薄井 ●私が思うに、平成一二年のとき、いわゆる国のお金は国の機関でなければ集めてはいけないということだったけれど、国民年金についていうと、その後コンビニでの納付やクレジットカードでの納付も始まりました。法律にそれぞれ根拠がありますが、いろいろな仕掛けが入ってきているわけです。指定代理納付者や納付委託、こういう概念も入ってきていますから、平成一二年ごろまであった会計法令の縛りに風穴があいてきているので少し工夫の余地はあるような気がしています。山崎 ●市町村が仕事をやるうえで制度的な改善が欲しいという意見があります。去年の岐阜の都市協あたりから年金局、機構もわりと前向きに考えていたいただけるようになった。今回の年金改革関連法案の中の年金機能強化法における制度運営上の改善事項は、私にとっ

ては大変な驚きです。いままでだめだといわれてきたのが、現実に法律改正という形で市町村の事務にとっても改善されており、それが加入者や受給者である住民にとっての改善にも結びついています。これは本当にありがたいと思っています。これ

でなんとか市町村との信頼関係を回復できそうに思います。薄井 ●機構になり、現場の声、現場というのは年金事務所その前に市町村なりお客様の声があるわけですが、その声を地方から出してもらいました。それらを整理して去年三月に改善案として厚生労働省に出しました。採用されたものもあれば採用されなかったものもありますが、今回の改正ではかなり採用されています。山崎 ●都市協から従来出している要望も随分取り入れられていますし、さらに今年都市協でも前向きに急いで対応したいという回答も出ており、本当にうれしく思います。そのなかで随分改善されてはきましたが、事前に早めの情報提供が欲しいという要望があります。現場の事情を踏まえたものかどうか、本当に市町村にとってよいことかどうか、事前に意見を聞いてほしい、事前の意見交換をする場も設けてほしいという声も依然としてあります。薄井 ●市町村と国は上下関係ではなくパートナーでなくてはならないと思います。その前提として、情報を共有することは大事だと思います。しかし、新しい制度となると省令まで含めてギリギリまで決まらない、そうするとなかなか確定したものとしてお知らせするのは難しいところもあります。これは市町村との関係だけではなく、私どもの拠点の年金事務所と本部の関係でも同じような議論がありますが、どう動いていくかという

ことをできるだけ前広に情報提供することは大事だと思います。市町村に対して、正式に国からの仕事をお願いするのは地方厚生局になります。ですから、地方厚生局と日本年金機構、年金事務所と市町村、このパートナーシップをどうつくるか、まだもう少し努力が要る感じがしています。山崎 ●すぐに改善されるかどうか、成果が具体的に出てくるかどうかは別にして、情報を共有するのが連携のスタートラインですね。一緒になって業務の改善策を考える、法改正をするというように持ってほしいと思います。決まってるからではなく、その過程で互いに意見を出し合うのが大事ではないかと思えます。薄井 ●市町村とのパートナーシップがないと国民年金の仕事はできません。それが私の考えです。全社連が出していた『ねんきん』という雑誌に、国民年金四〇年のときに国民年金の歴史を書きました。最後の連載は平成一四年の分権第二弾の寸前に書いたものです。要は、とにかく分権というのは国と地方が新しいパートナーシップをつくっていくことなので、国民福祉の観点から、とにかく一緒にやっていきたいと思います。これは私の一〇年前の気持ちでしたが、その想いはいまもまったく変わっていません。山崎 ●ご立派です。一緒にやっていくのが当たり前ですよ。顔を合わせて話し合っています。今日はありがとうございました。



# 年金事務所

## よりよい職場環境、お客様が満足できる事務所に

大阪府の大手前年金事務所は、大阪市の中心地である中央区の船場にあり、市営地下鉄の堺筋本町駅のすぐそばの高層ビルの中にある。

管轄する事業所は、日本を代表する巨大企業から小規模の事業所まで多種多様で一万社を超える。また、国民年金の管轄地域は、中央区と都島区の二区で、夜間人口が少なく昼間人口が圧倒的に多い典型的な都心型の地区である。



### 大手前年金事務所（大阪府）

#### 職員のモチベーションの維持に苦勞

大手前年金事務所の久田照男所長は、大阪府八尾市の出身で、平成二二年四月から出身市である八尾市の八尾年金事務所長を務めた後、平成二二年七月からは兵庫県西宮市の西宮年金事務所長を務め、今年の四月にこの大手前年金事務所長に就任した。

大手前年金事務所は、一万社を超える事業所を管轄する大都市中心部に特有な年金事務所であるのに対し、西宮年金事務所は、大都市近郊の住宅地にあるだけに、管轄地域に多数の人口を抱える年金事務所である。

八尾年金事務所長時代に、久田所長は社会保険庁から日本年金機構への組織替えを経験した。新組織で最も苦勞したのは業務の中心を担っていた中堅職員が抜けたことだという。

現在の大手前年金事務所の職員数は六一名で、その構成は、正規職員二七名、准職員一〇名、特定職員・アシスタント職員二三名となっている。久田所長

#### 職員のスキルアップと情報共有が重要

お客様によりよいサービスを提供するためには、職員のスキルアップが不可欠である。また、毎日の業務上の諸問題や他の部署の業務を知るための情報共有も重要である。この点について、大手前年金事務所では、どのようなことを実施しているのか、久田所長はこう述べる。

「説明誤りをなくし、事務処理誤りをなくすためには、職員一人ひとりのレベルを上げる必要がある不可欠です。職員の研修については、機構の職員であれば当然知っていなければいけない年金の知識を習得するための基礎研修を毎週実施していま

### 副所長に聞く



前列左から、岡村副所長、久田所長、安本課長。後列左から、大西副所長、今中室長、波多野課長、松本課長

また、職員間の情報共有のために、毎朝、各部署における朝礼で、事務処理誤りの事例を挙げるなどの情報共有に心がけているほか、少人数による全員参加型のグループミーティングを毎月実施しています。

ちなみに、大手前年金事務所では、職員の健康管理のために、

八時一五分から朝礼の際に「誰でもできる体操」の放送が流れ、全職員が一緒に体操を始め、それから朝礼に入るといふ。

#### 大都市中心地にある年金事務所としての苦勞

大手前年金事務所の国民年金の管轄地域は中央区と都島区で

岡村副所長は、機構が発足した平成二二年一月に城東年金事務所の副所長に就任し、平成二三年七月から大手前年金事務所の副所長を務めている。

岡村副所長は、代表事務所である大手前年金事務所の総務調整課長を併任することも、近

畿ブロック本部の総合調整グループ参事役をも併任している。所内で副所長としての業務をこなすだけではなく、ブロック本部の総合調整グループ参事役として、関係機関との調整等の業務もこなさなければならない立場にある。

#### 機構発足当初について

では、ベテラン職員が数多く退職してしまっただこと、職員数が減り職員の構成が複雑化したことに戸惑ったという。しかし、その反面で、組織全体が「お客様第一」という意識に変わったことは大きな成果であったという。

地域年金展開事業については、今年は土台づくりに専念し、これ

あるが、この二つの区の人口は合わせて一八万人である。大都市特有の現象ではあるが、国民年金保険料納付率が低く、収納対策には頭を痛めている。

また、大手前年金事務所は、船員保険も管轄している。船員保険は、該当する事業所が少ないうわりには、制度が複雑であるため、対応にもエネルギーを費やすことが多い。

さらに、大手前年金事務所は大阪府の代表事務所である。市（区）との関係は、良好であるが、直接区とのやり取りをすることよりも、大阪市本庁の関係部署との協議の機会が多いという。市本庁との連絡調整の後に本庁から各区へ指示を出しても

から次第に教育現場に注力していきたいという。また、年金委員活動については、現在、大阪府内に一五八名いる地域型年金委員に対して、二か月に一度「情報便」を送付している。しかし、今年度で三年の任期が終了するので、次年度からは半数程度に減るのではないかと懸念している。

らう。所得情報については、大手前年金事務所が市内の各事務所の分をまとめて取得し、事務センターで処理する形になっているという。

#### 職員のキャリア形成とプロの職員の育成が課題

久田所長に所長としての今後の抱負を聞いた。

「今はまだ記録問題が残っているため、そこらにも注力していかねばなりません。しかし、年金事務所としては、本来業務を確実にこなし、信頼される組織となることが重要だと思います。年金制度は複雑であるため、お客様にわかりやすく説明し、お客様に正しく理解して

務めている。その前は、大手民間企業に勤務していた。

機構職員に応募したきっかけは、国民の将来を支える重要な制度である年金制度の仕事に携わってみたいという考えからであった。社会保険庁に対する悪いイメージはまったくなかったこと、自ら社会保険労務士の資格を取得していたこともあり、労務管理関係の分野で力を発揮したかったという意欲が応募の後押しをしたという。

機構の職員となってから一番強く感じたことは何かとの問いに、もっと年金制度のことを知っていたら混雑時の窓口対応などに協力できたのではないかといい、社会保険庁時代の職員が体験した苦勞を思うと同情したい気持ちになることを挙げる。大西副所長は、年金制度の知識を習得するため、一般職

いただくのに苦勞します。説明誤りや事務処理誤りなど間違いを減らすためにも、職員のキャリア形成が必要で、プロの職員を育成しなければなりません。そのためには、職員一人ひとりの自助努力が必要ですが、それと同時に職員を育成する機会をつくらせていくことも大切だと思います。

最後に、今年の六月に狭心症の診断を受け、心臓カテーテル手術を受けました。自分では健康のつもりでしたが、突然そのようなことがあってショックでした。健康な体があったこそ仕事もできるので、職員にも健康管理には十分注意するように促しています。

一から勉強している。

その一方で、年金記録課長を併任しているが、正直なところかつての記録管理の煩雑さには驚いたという。記録を管理する側での一元化が必要だったのではないかと指摘する。

今後の抱負についてこう語る。「新人の職員を含めて、できるだけ事務所の人たちとの人間関係を大事にしていきたいです。組織のなかでは上に立つ人間の裁量如何で下にいる人の力が左右されることがあります。自分では副所長として与えられた裁量の範囲内でできる限りのことをしていきたいです。若い世代の人たちのために、年金制度という社会保障制度が良い方向へ向かっていくことを信じてやっていきたいと考えています」。

課長・室長に聞く

安本厚生年金適用調査課長

は、平成二三年一月からこの大  
手前年金事務所の厚生年金適用  
調査課長を務めている。適用  
事業所数は一万一、〇〇〇社以  
上あり、船員保険も取り扱っ  
ている。管轄の船舶所有者数は  
一四九で、被保険者数は二、  
七〇〇人いる。課員数は一七名  
だが、船員保険のために三名を  
割り当てている。安本課長自身、  
かつて大阪社会保険事務局に勤  
務していたときに、船員保険を  
担当したことがあるという。

大手前年金事務所では、巨大  
企業から一人事業所まで幅広く  
多種多様な事業所を管轄してい  
るだけに、調査業務も大変であ  
る。記録問題に追われていたと  
きは、調査業務が手薄になら

波多野智明厚生年金徴収課長

は、平成二四年四月に前任の京  
都府舞鶴年金事務所からこの大  
手前年金事務所へ異動となっ  
た。一〇名の課員のうち、滞納  
整理に六名、内部業務に四名を

割り当てている。

舞鶴年金事務所と違って大手  
前年金事務所では、職員数も管  
轄事業所数も圧倒的に多い。管  
轄事業所数が増え、事業形態  
も多種多様であるため、滞納事  
業所数も一、五〇〇と多い。課  
員は経験が豊富な職員と経験の  
少ない職員の二人を一組として  
業務に取り組みさせているとい  
う。徴収業務においては、相手  
方に一歩踏み込んで出ていかな  
ければならないケースも数多く  
あるため、この二人一組のペア  
が巧を奏しているという。

今後の抱負について、波多野  
課長はこう述べる。「徴収業務  
のためには同じ方向を向いて取  
り組むことが大切です。社会保  
険庁時代には課長も一人のプレ  
イヤーでした。機構になってか  
らは、課長にはマネジメントが

求められるようになりまし  
たが、地道に活動していくことが  
大事ではないかと思えます」。

松本真由美国民年金課長

平成二三年一〇月から大手前年  
金事務所で国民年金課長を務め  
ている。国民年金課長としての  
経験は、前任の淀川年金事務所  
時代の平成二〇年七月からで、  
それ以前にも国民年金課長の経  
験が長い。

市(区)との協力連携の関係  
は良好ではあるが、大阪市本庁  
とのやり取りが多く、代表事務  
所としての立場から何かとしば  
りがあって、思うように進まな  
いところがあるという。

国民年金保険料の納付率は  
三九・五五％と低く、低い  
しかし、ハローワークの協力も  
あって免除申請者の数が以前よ  
りも多くなっているという。当

事者と接触したくても会うこと  
ができないという大都市部に共  
通の悩みを抱えている。

今中芳樹お客様相談室長

平成二三年一〇月から大手前年  
金事務所のお客相談室長を務  
めている。相談業務の経験は、  
平成一七年四月のなかもず年金  
相談センターの開設以来で、初  
代相談センター長を務め、前任  
の堀江年金事務所時代もお客  
相談室長を務めていた。

大手前年金事務所のお客相談  
室の課員は一六名、総合相  
談・年金相談ブースはそれぞれ  
四つである。来所相談者数は、  
総合相談で一日平均一、二〇名  
で、年金相談で一日六〇〜七〇名  
である。朝の時間帯に相談者が比  
較的少なく、昼過ぎから増加し、  
二時・四時に「山」を迎えるの  
が特徴である。管轄区域内に  
本社機能を持つ事業所も多いた  
り、従業員の委任状をもって相  
談に来訪するケースも多い。最  
近は障害年金の相談が増え、ど  
うしても相談時間が長くならざ

るを得ないという。

相談業務にとって職員のスキ  
ルアップは不可欠である。幅広  
い知識を身につけてお客様にリ  
アルタイムで回答しなければな  
らないと同時に、説明誤りの怖  
さもある。窓口で対応可能な実  
践研修を積極的に実施している  
という。毎朝の朝礼の際に「ワ  
ンポイント研修」を実施し、基  
礎研修のメニューもグレードア  
ップする予定である。

今中室長は、今後の抱負につ  
いて、「機構としての年金事務  
所の位置づけは、第一義的には  
お客様の窓口対応の拠点だとい  
うことです。機構本部、プロセ  
ック本部等との連携を密にして、  
来訪していただくお客様に良質  
なサービスの提供ができる拠点  
にしていきたいと思えます」と  
述べる。

「わたしと年金」エッセイ



最優秀賞

徳島県 丸岡様 (二〇代女性)

(応募総数四四六件)

「知ちゃん、ちよつとちよつ  
と」小さい声で手招きをしなが  
ら祖母が私を呼びます。「何」  
と返事をしながら側へ行くと、  
「この引き出しにお年玉袋が  
あるから、取ってくれるで」と  
頼まれます。今は七月。まだま  
だお正月までには何ヶ月もあり  
ます。七八歳の祖母は、祖父と  
二人で暮らしています。遠くに  
嫁いだ子どもや近くにいる子ど  
も達が一堂に集まるお正月をど

ても楽しみにしています。その  
時、孫や曾孫にお年玉を渡すこ  
とが祖母のお正月の大イベント  
になっています。私の祖母は、  
四三歳という若さで脳梗塞にな  
り、左半身が麻痺しています。  
若い時は、また杖をつけて何と  
か歩いていたのですが、歳を重  
ねる毎に体が固まってきて、今  
は車いすの生活です。不自由な  
体ゆえに、いろいろな思いを心  
に抱え、たくさん時間をかけ

てお年玉を用意してくれます。  
その祖母の生活は、年金で賄  
われています。もう少ししたら  
お金が入るから、お父さんに言  
っておろしてきてもらおうけん。」  
小さい頃は、何のお金が入るの  
かと疑問に思ったりしたのです  
が、大きくなり自分も年金を納  
めるようになって、祖母のお金  
の元は年金なのだとわかりまし  
た。祖母は、婚家が農業をして  
いたので農繁期は農業をし、農  
閑期には近所の方に縫製仕事を  
しに行っていたそうです。私の  
母を先頭に祖母には四人の子ど  
もがいます。当時、祖父は、八  
人の家族を養っていたので、生  
活は厳しかったと思います。母  
は私に「おばあちゃん、よく年  
金を納めていたものじゃ。子ど

もたくさんいて、大変だった  
のに。無理してもがんばって  
年金を納めていたから、体が不  
自由になっても何とか生活が出  
来る。ありがたいよな。」とし  
て、「知ちゃんも年金納めよ」  
と聞きます。「年金を納める余  
裕がなければ、免除申請をしな  
さいよ。年金を納めることが出  
来るようになったら、後から免  
除してもらった分を払っていっ  
たらいいのだから手続きはきち  
んとしなさいよ。」と続けます。  
母は姉にも尋ねます。ある時、  
いつも適当に返事をしていた姉  
は、「年金を納めても、将来年  
金をもらえる保証がないのだから、  
納めなくてもいいんじゃない  
思う。」と母にいいました。年金

を納めていたからこそ、祖母の  
生活の元が出来ているのだと感  
じている母は、年金の資格を取  
ること、今生活に余裕がなけれ  
ば免除申請をすること、一〇年  
以内であれば追納が可能なのだ  
から生活に余裕が出来れば納め  
ること、いつものように言いま  
す。そして、子どものいる姉に  
は「あなたにもしものことがあ  
れば、遺族年金が子どもにもら  
えるし、体が不自由になれば障  
害年金をもらうことも出来るの  
だから納めるように。」この辺に  
なると母親の威厳で姉に有無を  
言わせません。甥と誂得され、  
姉も国民年金に加入しました。  
現在私は厚生年金ですが、今  
の職場に勤める前は臨時採用で  
あったため、収入が少なく年金

を納めることが出来ませんで  
した。母の薦めで免除申請をして  
いましたので、今の職場に採用  
されることになったと報告した  
時、母は、「仕事に慣れたら、  
追納するようにしなさいよ。年  
金が満額でもらえるようにがん  
ばりなよ。」と、励ましてくれ  
ると共に、年金を納めることが  
出来るようになったことを喜び  
ます。自分の老後より娘の老後  
を心配しているのでしょう。

現在の年金の仕組みは、いろ  
いろな経済状態の人に適応した  
制度になっています。複雑な社  
会情勢の為、就職が出来ず生活  
が不安定な人や、低所得の為  
年金を納めることができない人  
などいろいろな事情の人が増え  
てきています。そのような時に

は、年金事務所や市町村の役場  
などでどのようにしたらよいの  
か相談することも将来の生活の  
為には大事なことだと思いま  
す。今までの年金の運用に問題  
があり、年金制度に疑問を持っ  
ている人が増えてきて、年金離  
れが社会的な問題になっている  
昨今、このまま年金を納めてい  
ても老後に年金をうけ取ること  
が出来ると、時々私も不安  
になったりします。

でも、時代に適応した年金の  
運用や仕組みになるようみんな  
で考え、老後の心配がない安心  
な社会を作っていくことが私  
たち若い世代の役割だと思いま  
す。そのために、これからも若  
い世代の義務として年金を納め  
ていきたいと思っています。



年金からの介護保険料などの天引き

現在、市区町村によっては、年金から介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、住民税が天引きされているところがあります。

これは、高齢者のほとんどの人が何らかの公的年金を受給していますので、年金から介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、住民税を天引きすることによって、年金受給者が個別に各種保険料(税)を金融機関に納めに行かなくても済みます。

また、それとともに、市区町村としては、住民一人ひとりに個別の納付勧奨などを行わずとも各種保険料(税)を徴収することができます。

年金からの天引きにあたっての制限

介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、住民税を年金から天引きする場合には、年金の種類や年金額によって一定の制限があります。

年金から介護保険料などが天引きされます

なお、年金から介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、住民税が天引きされる人には、市区町村から各種保険料(税)を年金から天引きする旨のお知らせを行うことになっています。

●介護保険料 六五歳以上の人のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡

を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が一八万円以上の人。

●国民健康保険料(税) 六五歳以上七五歳未満の人のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が一八万円以上の人。

●後期高齢者医療保険料 七五歳以上の人もしくは六五歳以上七五歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する人のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が一八万円以上の人。

●住民税 六五歳以上の人のうち、老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が一八万円以上の人。

※なお、右の説明の中で、「老齢もしくは退職を支給事由とする年金」というのは、老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金を指します(老齢厚生年金は天引きの対象とはなりません)。

視点 column コラム 観点

少子高齢化の進行に年金受給開始年齢の引き上げ、年金額の削減と暗い話題ばかり続いています。「国の年金はもたえなくなるのでは」と真顔で話す若い人も少なくありません。このような年金不安に付け込んで、さまざまな金融商品を勧めてくるケースが目立ってきています。

若者の老後準備に不適格な商品

生命保険会社の営業員に「Aさんが退職しても国の年金だけでは生活できませんよ。それどころか制度が崩壊しているかも」「若いうちからちゃんと準備しないと大変よ」と、老後資金作りを勧められています。その数日後には、「生涯の死亡保障と将来の資金準備ができる保険」と書かれた保険設計書を持ってきました。

月々の保険料は八、四三二円(払込みは六五歳まで)、一生保障の死亡保障は六〇〇万円。この死亡保障がどうして将来の資金準備になるのかという、解約したときの返戻金が払い込んだ保険料よりも多くなるからだというので

六五歳までの保険料払込総額三九六万四、八九六円に対して、六六歳での解約返戻金は四六七万一、六〇〇円(返戻率約一一七%)ですから七〇万円以上増えることになり

ます。「この低金利時に確実に増えるんですよ」としきりに有利な商品だと説明するのですが...

この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

【案内】

この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

この保険商品、一見お得なように感じるかもしれませんが、これには大きな落とし穴があります。六五歳以前の解約では保険料払込総額を下回る返戻金しかもらえない元本割れになってしまうのです。例えば、三〇歳での解約は返戻率約五二%、四〇歳では約六七%、五〇歳では約七三%です。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

老後まで トク!

- 掛金は全額所得控除で税金もお得。
●掛金は自由に設定。
※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後から ラク!

- 基本は終身年金。だから、一生お受け取り。
●万が一の時にはご家族に一時金も。
※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求はフリーダイヤル 0120-65-4192



ご職業ごとに加入できる職能型もあります。くわしくはホームページをご覧ください。 www.npfa.or.jp

